

「高知市建築・建築設備工事等における入札時積算数量書活用方式試行要領」 新旧対照表

改正前	改正後
1 (略) 2 用語の定義 (1) この要領において「建築・建築設備工事等」とは、<u>都市建設部公共建築課</u>が公共建築工事積算基準（平成 15 年 3 月 31 日付け国営計第 196 号）に基づき設計書を作成したものをいう。 (2)～(6) (略) 3 対象工事 原則として、高知市が発注する<u>一般競争入札</u>に付する建築・建築設備工事等<u>のうち次に掲げる発注工事</u>に適用する。 <u>(1) 請負対象金額 5,000 万円以上の建築一式工事</u> <u>(2) 請負対象金額 2,000 万円以上の電気工事及び管工事</u> <u>(3) 前各号に掲げる他、請負対象金額 2,000 万円以上の建築・建築設備工事等</u> 4～6 (略) (別記 1) 入札公告<u> </u>における記載例 1 (略) 2 請負代金内訳書の提出 (1) 入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した受注者は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示した請負代金内訳書を、契約後 5 日以内に、発注者に提出しなければならない。（商号又は名称、住所<u>及び工事名</u>を記載すること。） (2) (略)	1 (略) 2 用語の定義 (1) この要領において「建築・建築設備工事等」とは、<u>高知市</u>が公共建築工事積算基準（平成 15 年 3 月 31 日付け国営計第 196 号）に基づき設計書を作成したものをいう。 (2)～(6) (略) 3 対象工事 原則として、高知市が発注する<u> </u>競争入札に付する建築・建築設備工事等<u> </u>に適用する。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 4～6 (略) (別記 1) 入札公告<u>等</u>における記載例 1 (略) 2 請負代金内訳書の提出 (1) 入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した受注者は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示した請負代金内訳書を、契約後 5 日以内に、発注者に提出しなければならない。（商号又は名称、住所、<u>工事名及び法定福利費</u>を記載すること。） (2) (略)